

医 第 2 8 3 2 号  
令和 4 年 2 月 1 4 日

公有施設の A E D 設置者 様

千葉県健康福祉部長  
(公印省略)

A E D に関する保守点検の確実な実施について (依頼)

日頃、本県の健康福祉行政に格別の御理解、御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県では、平成 2 9 年 4 月 1 日施行の「千葉県 A E D の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例」により、A E D の普及啓発を行ってきておりますが、その中で、設置者には、管理不備により A E D の性能が発揮されない事態を防止するため、適切な維持管理を行うことをお願いしております。

この度、県内の消防機関において、A E D のバッテリー切れにより救急活動中に患者に対し、A E D を使用できない事案が発生しました。

つきましては、別添維持管理基準を参考に、A E D が管理不備により使用できない事態が生じないように、確実な点検を実施くださるようお願いいたします。

千葉県健康福祉部医療整備課  
医療体制整備室 A E D 担当  
0 4 3 - 2 2 3 - 3 8 7 9  
ryosei2@mz.pref.chiba.lg.jp

**【千葉県AEDの使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例】**

(事業所におけるAEDの設置等)

**第十一条** 事業者は、事業所にAEDを設置するよう努めるものとする。

2 AEDを設置している事業者（以下「AED設置事業者」という。）は、前条第二項に規定する基準その他のAEDを設置する場所の表示に関し必要な事項についての定めに従って、事業所においてAEDを設置した場所を適切に表示するよう努めるものとする。

3 AED設置事業者は、前条第三項に規定する基準その他のAEDの維持管理に関し必要な事項についての定めに従って、その所有するAEDを適切に維持管理するよう努めるものとする。

(県有施設におけるAEDの設置等)

**第十条**

3 県は、別に定める基準に従って、その所有するAEDを適切に維持管理するものとする。

**【維持管理基準】**

条例第10条第3項で定めるAEDの維持管理の基準を次のとおりとする。

(1) AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者）は設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検を実施する。

(2) (1)の点検担当者は、次の事項を実施する。

① AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示しているか、日常的に点検し、記録する。

② 消耗品（電極パッド及びバッテリー）には使用期限や寿命があるので、製造販売業者等から交付される表示ラベルに消耗品の交換時期等を記載し、使用期限を日頃から把握して交換を適切に実施する。

③ 消耗品の交換を実施する際は、新たな消耗品に添付された新しい表示ラベル等を使用して、次回の交換時期などを記載しAEDに取り付ける。

④ 点検担当者は点検の必要性を十分に認識し継続的に実施する。また点検の担当者が代わったときは、確実に引き継ぎを行う。

(3) 日常の点検が難しい場合は、販売業者、製造販売業者が提供しているサポートサービスの活用を検討する。

(4) 設置場所の気温が氷点下になるなど寒冷な環境下においては、バッテリーの出力低下や電極パッドの凍結等により、正しく作動しない可能性が指摘されているので、適切な温度管理の下での設置等に配慮する。